

平成21年度第2回豊山町防災会議会議録

1 開催日時 平成22年2月5日(金) 午前10時～午前10時30分

2 開催場所 豊山町役場2階 会議室1

3 出席者

(1) 豊山町防災会議委員

会 長	豊山町長	鈴木幸育
委 員	西枇杷島警察署長	河野勝信
	豊山町教育長	松田康朗 (欠席)
	西春日井広域事務組合消防本部消防長	田川達美
	豊山町消防団長	大口耕造
	中部電力(株)北営業所長	太田富久
	東邦ガス(株)北営業所長	横井幸治
	西日本電信電話(株)名古屋支店	
	尾張設備サービスセンター所長	岩田 登
	杉山医院院長	杉山俊雄 (欠席)
	ナカジマクリニック院長	中島貞利
	北名古屋水道企業団事務局長	池山千里 (欠席)
	豊山町赤十字奉仕団委員長	安藤民代
	尾張中央農業協同組合豊場支店次長	鈴木康由
	西春日井農業協同組合青山支店長	長谷川久義 (欠席)
	豊山中学校長	西川 徹
	豊場区委員	柴田光男
	青山区委員	河村秋雄
	尾張建設事務所長	大内博男 (欠席)

(2) 事務局

総務部長	長縄松仁
総務課長	安藤光男
総務課長補佐	堀尾政美
総務課総務・防災係長	牛田彰和
総務課総務・防災係主事	柴田貴文

4 議題

- ・豊山町地域防災計画の修正について
- ・豊山町水防計画の修正について

5 会議資料

- ・委員名簿
- ・平成21年度豊山町地域防災計画修正要旨
- ・平成21年度豊山町地域防災計画 新旧対照表（案）
- ・平成21年度豊山町水防計画 新旧対照表（案）
- ・豊山町地域防災計画（平成21年1月修正）

6 議事内容

課 長： 時間になりましたので、ただいまから第2回豊山町防災会議を開催致します。
会議に先立ちまして会長からあいさつを頂きます。鈴木会長、お願い致します。

会 長： 暦の上では立春となりましたが非常に寒い日が続いています。お体にはお気をつけ下さい。

本日はお忙しい中、第2回目の豊山町防災会議にご参集いただき誠にありがとうございます。

また日頃は、町行政各般にわたり格別のご理解・ご協力を賜っておりますことに対しましても重ねてお礼申し上げます。

先月の12日に発生したハイチの大地震では、死者が20万人を超えるとの新聞報道があり、まだまだ増えている状況であります。大変大きな地震災害となっております。国内においても、昨年8月には、駿河湾を震源とする地震が発生し、東海地震観測情報が初めて発表されるなど、東海地震、東南海・南海地震への緊張が高まっています。

このような災害が発生するたびに、日頃からの備えが大切であり、防災対策の充実が不可欠であると改めて痛感いたします。

町においては、地域防災力の強化に欠かすことのできない自主防災組織が小学校校区ごとに設立され、自主防災訓練を実施していただくことができました。今後も、この自主防災組織を大切にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、「豊山町地域防災計画の修正について」と「豊山町水防計画の修正について」をご協議願います。

委員皆様のご意見をいただき、今後の防災行政に反映していきたいと考えますので、よろしくお願い申し上げ、会長のあいさつとさせていただきます。

課 長： ありがとうございました。

次に、資料のご確認をお願い致します。

本日の会議次第が1枚、委員名簿が1枚、「平成21年度豊山町地域防災計画修正要旨」と書かれた2枚のものが1冊、右肩に「資料1」と書かれた11ページのものが1冊、右肩に「資料2」と書かれた10ページのものが1冊、右肩に「別紙」と書かれたものが1枚、参考資料として「豊山町地域防災計画（平成21年1月修正）」が1冊です。落丁等ございましたらお申し出下さい。よろしいでしょうか？

それでは以後の進行は会長をお願い致します。

会長： それでは、ただいまから議題に入ります。みなさま方のご協力を賜りたいと思っています。議題（1）の「豊山町地域防災計画の修正について」事務局から説明させます。

事務局： 総務・防災係の牛田と申します。よろしくお願い致します。

それでは、次第の2 議題の（1）「豊山町地域防災計画の修正について」であります。

議題の内容に入る前に、地域防災計画の修正手順について、ご説明させていただきます。

地域防災計画の修正につきましては、災害対策基本法の第42条に基づいて、毎年修正を行っているわけですが、基本的には、「愛知県地域防災計画」の修正に併せ、修正を実施するものです。その他の修正に関しましては、例えば、町の組織の変更や名称、住所等の変更になります。

今回の修正に関しましても、県に併せての修正が大部分を占めております。

次に、修正の流れについてであります。まず、国の中央防災会議の結果を受け、県は、県の防災計画の修正をします。次に県の修正を受けた各市町は、それぞれの市町の防災計画を修正し、県に対し、事前協議をいたします。事前協議の結果を受け、修正した内容を今度は、県知事に、本協議という形で協議を行います。

修正の内容について県から「意義なし」の回答を得た後、各市町の防災会議にお諮りをいたします。最終的にこの場で修正の内容について承認を得られれば、実際の計画修正を行う作業に入っていくことになります。

従って、本日、防災会議の委員のみなさまに最終的な承認をいただくという段階でありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料1の「平成21年度 豊山町地域防災計画 新旧対照表（案）」についてご説明させていただきます。

まず、資料のP1 防災計画では、表の左端のページのワクになりますが、風水害等災害対策計画編のP19です。これに関しては、県の計画に合わせ住民が的確な避難行動をとることができるようにするための広報手段として、洪水ハザードマップを活用した広報を追加するものであります。資料のP4、風水害等災害対策計画編のP66につきましても同様の理由での追加であります。

資料 P1、風水害等災害対策計画編の P33、39 及び資料 P2、風水害等災害対策計画編の P40 については、誤記による訂正となります。

続いて、資料 P2、防災計画の P51 であります。水防法第 13 条第 2 項に基づき、洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川として水位周知河川が新たに追加指定されたことから、災害時の情報伝達として伝達系統が追加となります。

資料 P3、防災計画 P53 については、(3) の尾張県民事務所の報告先に加えて (4) として県庁災害対策本部の連絡先を追加するものであります。

資料 P5、防災計画の P131～132 については、防災計画の P146 です。災害生業資金の貸付について規定があるため削除をします。この削除に伴い P133～P140 の節番号がずれません。

資料 P6、防災計画 P145 のウの (エ) については、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 25 条による激甚法第 15 条の削除により削除となります。同じく資料 P6、防災計画 P145 のエの (オ) については、誤記による訂正となります。2 行下の (キ) については、独立行政法人住宅金融支援機構法附則第 34 条による激甚法第 23 条の削除に伴う削除となります。

続いて、資料 P7、防災計画 P146 については、平成 20 年 10 月 1 日より株式会社日本政策金融公庫法が施行された為語句修正をするものであります。

資料 P8、防災計画 P147 については、県の計画に合わせ被災者の早期の生活再建を支援するため、「り災証明」についての記述を追加することになります。

資料 P8、防災計画 P185 については、県の計画に合わせ防災訓練の実施にあたり、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れる旨の記述を追加することになります。

資料 P9、防災計画 P197 については、県防災計画との整合のため、緊急地震速報の伝達体制整備についての記述追加となります。

資料 P10～11、防災計画 P233 については、県の修正意見を基に災害復興都市計画の決定手続きについての記述を追加することになります。

以上が、議題の (1) 「豊山町地域防災計画の修正について」の新旧対照表 (案) の説明となります。

会 長： 「(1) 豊山町地域防災計画の修正について」事務局から説明がありました。愛知県の地域防災計画の修正をもとに修正をしました。本件についてご質問、ご意見がある方は、挙手願います。

よろしいでしょうか？ご質問はないようでございますので、それでは本件について原案のとおりとしてまいります。

続いて、議題の「(2) 豊山町水防計画の修正について」に入ります。事務局より説明させますので、よろしく願いいたします。

事務局： 続いて、議題の（２）「豊山町水防計画の修正について」であります。

「豊山町水防計画」については地域防災計画のP 4 5 9～4 9 6に付録という形で掲載しております。

水防計画については、水防法の第3 2条に基づいて修正をするものであります。基本的な修正については、地域防災計画と同様に県の計画の修正に併せての修正、また、昨年度、県に協議した際にいただいている修正意見に基づき修正を行うものでございます。

豊山町水防計画については本日、委員の皆様の承認をいただいた後、尾張建設事務所経由で県知事に協議を行っていく予定でありますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料No.2の「平成2 1年度 豊山町水防計画書 新旧対象表（案）」についてであります。

資料P 1、水防計画P 4 6 3については、豊山町消防団員定数に基づき修正となります。

資料P 2、水防計画P 4 7 2については、県の修正意見を基に水防計画P 4 8 4に記載されている水防警報の連絡系統図をP 4 7 2第6章 水防警報にも追加をします。

資料P 3、水防計画P 4 7 6第3節については、県の修正意見による削除となります。

資料P 4とP 5、水防計画P 4 7 6～4 7 7の第4節については、春日町と清須市の合併による削除となります。

資料P 6～8、水防計画P 4 7 8～4 7 9については、気象台発表基準の改正による修正となります。

資料P 9～1 0、水防計画P 4 8 5については、水防法第1 5条第2項に基づく修正となります。

議題の（２）「豊山町水防計画の修正について」の新旧対照表（案）の説明については、以上となります。

会 長： 「（２）豊山町水防計画の修正について」事務局から説明がありました。本件についてご質問、ご意見がある方は、挙手願います。

委 員： よろしいでしょうか。資料P 4になりますけども、表の中に関係警察局と書いてありますが、これは関係警察署の間違いではないでしょうか。

事務局： 申し訳ございません。こちらは、関係警察署の間違いであります。下のP 5の表に書いてあるように、関係警察署の間違いであります。

会 長： 今の意見に関しましては、事務局の説明のとおりでございます。他にございませんか？それでは、本件について原案のとおりとしてまいります。

それでは、「（３）その他」に入ります。委員の方々で何かご発言がありましたら、挙手願います。

ございませんか？ それでは、事務局からは、何かありますか？

事務局： 1点ご報告させていただきたいと思います。

先程、会長のあいさつの中にもございましたが、豊山町の自主防災組織についてであります。

7月に開催した第1回目の防災会議でもご報告させていただきましたが、その後の状況について報告させていただきたいと思います。

平成19年度から取組を進めてまいりました自主防災組織が、本年度の4月に小学校区ごとに正式に設立を致しました。6月には、豊山小学校区自主防災会と新栄小学校区自主防災会が、11月には志水小学校区自主防災会が自主防災訓練を行いました。

また、本年度5月には、地区の自主防災会も新たに2団体設立され、地区の自主防災会は合計4地区で自主的な活動を行っております。

委員の皆様におかれましても、自主防災会の活動に対して、今後とも、ご協力いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局からは、以上です。

会 長： 自主防災に関して何かありますか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。委員さんも事務局もその他の発言は無いようですので、これで本日の議題を終了させていただきます。

本日は寒い中ご参集いただきましてありがとうございました。

今後とも豊山町の防災委員としてご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。